

経済戦略局東京赴任職員公舎貸与要綱

(平成 26 年 3 月 28 日制定)

(平成 28 年 3 月 1 日改正)

- 1 この要綱は、大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和 31 年大阪市規則第 41 号。以下「施行規則」という。）第 9 条の規定に基づき、経済戦略局東京赴任職員公舎（以下「公舎」という。）の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 公舎に入居する者は、東京赴任を命じられた経済戦略局職員で市長が必要と認めた者とする。
- 3 前条の規定により公舎に居住する者は、経済戦略局東京赴任職員公舎入居届及び使用誓約書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、施行規則第 6 条の規定により公舎の返還を命ずるときは、経済戦略局東京赴任職員公舎返還命令書（様式第 2 号）を交付する。
- 5 居住者が公舎を返還しようとするときは、市長に経済戦略局東京赴任職員公舎返還届（様式第 3 号）を提出しなければならない。
- 6 公舎の設置は別表 1 のとおりとし、所帯赴任により設置を変更する必要がある場合は、職員と同居する者の状況を勘案しつつ別表 2 のとおり設置することができる。なお、間取りについては参考表記とする。

別表 1

| 面積 | 間取り | 家賃 |
|---------|----------------|-------------|
| 40 平米程度 | 1 LDK (1 SLDK) | 120,000 円以内 |

別表 2

| 職員と同居する者 | 面積 | 間取り | 家賃 |
|----------|---------|----------------|-------------|
| 1 人 | 55 平米未満 | 2 LDK (2 SLDK) | 160,000 円以内 |
| 2 人以上 | 75 平米未満 | 3 LDK (3 SLDK) | 220,000 円以内 |

- 7 居住者は、大阪市公舎貸与条例（昭和 24 年大阪市条例第 20 号）及び施行規則並びに本要綱を含む関係諸規定を遵守しなければならない。
- 8 この要綱の施行について必要な事項は、経済戦略局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

経済戦略局東京赴任職員公舎入居届及び使用誓約書

年 月 日

大阪市長 様

所 属

職員番号

氏 名

私は、次のとおり経済戦略局東京赴任職員公舎に入居しましたので、お届けします。

今後は、大阪市公舎貸与条例、同施行規則、経済戦略局東京赴任職員公舎貸与要綱その他諸規定を遵守して居住することを誓約いたします。

記

1 公舎名称 経済戦略局東京赴任職員公舎

2 所在地

3 入居日 年 月 日

4 同居者

| 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 職業 | 備考 |
|----|----|------|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(様式第2号)

経済戦略局東京赴任職員公舎返還命令書

氏　　名

公舎の居住指定を解除したので、　年　月　日までに公舎を返還するよう
命令する。

年　月　日
大阪市長

(様式第3号)

経済戦略局東京赴任職員公舎返還届

年　　月　　日

大阪市長 様

所 属
職員番号
氏 名

年　　月　　日をもって経済戦略局東京赴任職員公舎を返還します。